新　旧　対　照　表

別紙　　（注）アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改　正　後	改　正　前
第２章　事業者等への協力要請 ２　個人情報保護法との関係 事業者等への協力要請については、令和元年度税制改正に伴い、国税通則法第 74 条の 12 第１項に根拠規定が明文化されたことにより、個人情報保護法第 18 条第３項第１号及び第 27 条第１項第１号における「法令に基づく場合」に該当し、個人情報保護法上の制限の対象外となることが明確化されたことから、要請に当たっては個人情報取扱事業者に対してかかる事項を適切に説明しつつ、協力を要請する。 なお、官公署への協力要請については、個人情報保護法第 69 条第２項第３号における「法令の定める事務又は業務の遂行」及び「相当の理由がある」場合に該当し、保有個人情報の利用及び提供の制限の対象外となることから、官公署に対してもその旨を適切に説明しつつ、協力を要請する。	第２章　事業者等への協力要請 ２　個人情報保護法等との関係 事業者等への協力要請については、今般の改正で、国税通則法第 74 条の 12 第１項に根拠規定が明文化されたことにより、個人情報保護法第 16 条第３項第１号及び第 23 条第１項第１号における「法令に基づく場合」に該当し、個人情報保護法上の制限の対象外となることが明確となったことから、要請に当たっては個人情報取扱事業者に対してかかる事項を適切に説明しつつ、協力を要請する。 なお、行政機関個人情報保護法においても、本協力要請は個人情報の利用及び提供の制限の対象外となる（行政機関個人情報保護法第８条第２項第３号）ことから、官公署に対してもその旨を適切に説明しつつ、協力を要請する。